

山梨県公報

第五百二十五号

令和六年

十二月十二日

木曜日

目次

○山梨県県税条例に基づく寄附金税額控除対象法人の指定の一部改正……………	四六三
○保安林の指定の予定(二件)……………	四六三
○道路の供用開始(二件)……………	四六四
○道路の区域変更……………	四六四
○峡東都市計画の変更案の縦覧……………	四六四
○甲府都市計画の変更案の縦覧……………	四六五
○職員の任用に関する規則の一部を改正する規則……………	四六五

告示

山梨県告示第二百七十二号

山梨県県税条例に基づく寄附金税額控除対象法人の指定(平成二十三年山梨県告示第五百二十号)の一部を次のように改正する。

令和六年十二月十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一の表三百三十四の項中「甲府市飯田三丁目三番二八号」を「甲府市蓬沢一丁目一番三五号」に改め、同表三百四十二の項中「公益財団法人南アルプス市体育協会」を「公益財団法人南アルプススポーツ協会」に改め、同表四百五の項を次のように改める。

四百五

削除

一の表に次のように加える。

四百三十一 令和六年十一月二十九日

公益財団法人山日YBSグループ野口奨学財団

甲府市北口二丁目六番一〇号

山梨県告示第二百七十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和六年十二月十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 保安林の所在場所 北都留郡小菅村字獅子倉六一八一・六一八七の二・六二〇三(以上三筆について次の図に示す部分に限る。)、字獅子倉六一八七の三、六一九一の一、六一九一の七

二 指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。字獅子倉六一九一の一(次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬ。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び小菅村役場に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第二百七十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和六年十二月十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 保安林の所在場所 上野原市秋山字南仏六九八六、六九八八

二 指定の目的 水源の涵養

三 指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び上野原市役所に備えて置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第二百七十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から令和七年一月六日まで一般の縦覧に供する。

令和六年十二月十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	甲府昇仙峡線	甲府市平瀬町字目黒三一九 九番四地先から 甲府市平瀬町字目黒三一九 五番四地先まで	七〇・〇	令和六年十 二月十六日

山梨県告示第二百七十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)において、この告示の日から令和七年一月六日まで一般の縦覧に供する。

令和六年十二月十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	梁川猿橋線	大月市猿橋町藤崎字山岸一六九 一番一地先から 大月市猿橋町藤崎字岡ノ原一〇 二三番一地先まで	六一・八	令和六年十 二月二十五 日

山梨県告示第二百七十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から令和七年一月六日まで一般の縦覧に供する。

令和六年十二月十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区間	旧新の別		延長 (メートル)
			旧	新	
一 道路の種類 県道	二 路線名 甲府昇仙峡線	三 道路の区域	甲斐市吉沢字上組平三八五八番一地先から 甲斐市吉沢字上組平三八五八番一地先まで	旧 一一・四 新 二五・五	延長 (メートル) 二・八

公 告

● 峡東都市計画の変更案の縦覧
 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項の規定により、都市計画を

変更するので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の変更案を公衆の縦覧に供する。なお、当該都市計画の変更案について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和六年十二月十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 都市計画の種類 峡東都市計画道路（三・五・三号 塩山駅千野線）
- 二 都市計画の変更に係る土地の区域 縦覧に供する図書に明示する部分
- 縦覧場所
甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県県土整備部都市計画課
甲州市塩山上塩後千二百三十九番地一 峡東建設事務所都市計画・建築課
甲州市塩山上於曾千八十五番地一 甲州市建設課
- 四 縦覧期間 この公告の日から令和六年十二月二十六日まで

● 甲府都市計画の変更案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、都市計画を変更するので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の変更案を公衆の縦覧に供する。なお、当該都市計画の変更案について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和六年十二月十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 都市計画の種類 甲府都市計画道路（三・四・三十三号 大手二丁目浅原橋線）
- 二 都市計画の変更に係る土地の区域 縦覧に供する図書に明示する部分
- 縦覧場所
甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県県土整備部都市計画課
甲府市貢川二丁目一番八号 中北建設事務所都市整備課
甲府市丸の内一丁目十八番一号 甲府市まちづくり部都市計画課
- 四 縦覧期間 この公告の日から令和六年十二月二十六日まで

人事委員会

山梨県人事委員会規則第十六号

職員に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年十二月十二日

山梨県人事委員会

委員長 中 島 琢 雄

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（昭和五十九年山梨県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第三条の見出し中「種類及び」を削り、同条に次の一項を加える。

3 第一項各号に掲げる採用試験は、人事委員会が必要と認める試験職種に区分して行う。

第五条を次のように改める。

（採用試験の方法）

第五条 採用試験は、次に掲げる方法のうち二以上を併せて行うものとする。

- 一 筆記試験
 - 二 適性検査
 - 三 面接試験
 - 四 口述試験
 - 五 経歴評定
 - 六 身体検査
 - 七 実地試験
 - 八 実技試験
 - 九 その他採用試験に係る職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該職についての適性を有するかどうかを判定することができる方法
- 第七条中「別表第四に定めるとおりとする」を「試験の区分及び試験職種に応じ、年齢、学歴、経歴、免許等について、採用試験を行う都度、人事委員会が定める」に改め、同条ただし書を削る。
- 第十二条中「に採用する場合は、採用のための選考が行われなければならない」を「への採用は、選考によることができるものとする」に改める。
- 別表第二を次のように改める。
- 別表第二 削除
- 別表第四を次のように改める。
- 別表第四 削除
- 別表第六の一の表医師の業務を行う職の項及び歯科医師の業務を行う職の項中「業務を行う職の」を削り、同表看護師の業務を行う職の項中「業務を行う職の」を削り、同項の次に次のように加える。

歯科衛生士の業務を行う職

歯科衛生士法（昭和二十三年法律第二百四号）による

歯科衛生士の免許

別表第六の一の表獣医師の業務を行う職の項の次に次のように加える。

職	臨床検査技師の業務を行う職	臨床検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）による臨床検査技師の免許
薬剤師の業務を行う職	薬剤師法（昭和三十五年法律第四百十六号）による薬剤師の免許	
理学療法士の業務を行う職	理学療法士及び作業療法士法（昭和四十年法律第三百三十七号）による理学療法士の免許	
作業療法士の業務を行う職	理学療法士及び作業療法士法による作業療法士の免許	

附則

この規則は、公布の日から施行する。